事 務 連 絡 平成24年12月25日

都道府県 各 指定都市 民生主管課 御中 中 核 市

> 厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 福 祉 基 盤 課 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 老 健 局 高 齢 者 支 援 課

福島県相双地域等への介護職員等の応援事業の延長等について

福島県、福島県社会福祉協議会をはじめとする関係団体及び厚生労働省で構成する「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」では、東京電力福島第一原子力発電所等が位置する福島県相双地域及びいわき市(以下「相双地域等」という。)における介護職員等の不足に対応するため、今年6月より応急的な措置として、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設における介護職員等の応援事業を実施してきました。

全国の事業者及び関係団体のご協力により、9月末までに延べ42名の応援が行われたところですが、福島県が先日実施した調査によれば、未だ16施設で78名の介護職員等が不足している状況にあり、相双地域等自治体担当者からのヒアリングにおいても、応援事業の継続を希望する旨の意見があるなど、引き続き介護職員等の人材不足への対策が必要な状況にあります。

また、東京電力福島第一原子力発電所から30km圏内に位置し、平成23年9月30日までは「緊急時避難準備区域」に指定されていた田村市の一部地域や障害者支援施設等においても職員の不足が続いており、これらの施設等に対する支援も必要とされています。

こうした状況を踏まえ、今般、福島県相双地域等福祉人材確保対策会議において、 雇用対策をさらに充実させていくとともに、応援事業を平成26年3月末まで延長 することに加え、対象地域の拡大と新たに障害者支援施設等を応援対象施設に加える ことを決定し、別添のとおり、実施要綱等の改正を行いました。

つきましては、管内市町村、事業者等へ周知していただき、引き続き相双地域等 の施設に対する介護職員等の応援について、ご協力いただきますようお願い いたします。

なお、本事業については、社会福祉法人全国社会福祉協議会、公益社団法人全国 老人福祉施設協議会、公益社団法人全国老人保健施設協会及び財団法人日本知的 障害者福祉協会と協力して取り組んでいる事業であることを申し添えます。

## 福島県相双地域等への介護職員等の応援事業実施要綱の一部改正新旧対照表

(下線部分が改正筒所)

平成24年5月31日 福島県相双地域等福祉人材確保対策会議決定 平成24年7月17日 一部改正 平成24年12月25日 一部改正

平成24年5月31日 福島県相双地域等福祉人材確保対策会議決定 平成24年7月17日 一部改正

福島県相双地域等への介護職員等の応援事業実施要綱

改正後

## 福島県相双地域等への介護職員等の応援事業実施要綱

改正前

## 1 事業の目的

福島県相双地域、いわき市及び田村市の一部(以下「相双地域等」という。)の介護保険施設及び障害者支援施設等(※)においては、東京電力福島第一原発事故等の影響により、退職した介護職員等の補充が進まず、人材確保が喫緊の課題となっていることから、雇用による職員の確保を基本としつつも、応急的な措置として、全国からの介護職員等の応援により対応することとする。

※以下3(2)施設種別の施設等を指す。

## 2 事業概要

相双地域等の施設からのニーズに対し、全国の<u>介護保険施設及び障害者支援施設等(※)</u>から応援可能な職員を 募り、条件の整った職員が、相双地域等の当該施設において応援を行う。

※以下4(3)対象施設の施設等を指す。

## 3 応援先の施設

#### (1) 所在地

福島県相双地域(相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、 葛尾村、川内村)、いわき市及び田村市の一部(旧緊急時避難準備区域に限る。)。

ただし、警戒区域、帰還困難区域、居住制限区域(※)及び避難指示解除準備区域は除く。

※ 原子力災害対策本部において、特例的に事業継続を認められている「いいたてホーム」については、応援対象施設とする。

## (2) 施設種別

特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設並びに障害者支援施設、障害児入所施設及び宿泊型自立訓練

## 4 募集(応援)内容

上記3に記載する応援先の施設(以下「受入施設」という。)のニーズに応じて、おおむね以下のとおりとする。

- (1) 募集職種 介護職員を中心に受入施設の配置基準に規定されている職種
- (2) 応援期間 平成24年7月1日~平成26年3月31日の間で、2週間~3ヶ月間程度のサイクル。
- (3) 対象施設 特別養護老人ホーム及び<u>介護老人保健施設並びに障害者支援施設、障害児入所施設及び宿泊型自</u> 立訓練

## 1 事業の目的

平成24年3月29日発表の福島県の調査によると、緊急時避難準備区域であった相双地域等の特別養護老人 ホーム等12施設のうち、介護職員数が震災当時から減少した施設は、8施設、減少職員数は49名であり、職員の 確保について喫緊の課題となっていることから、雇用による職員の確保を基本としつつも、応急的な措置として、 全国からの介護職員等の応援により対応することとする。

## 2 事業概要

相双地域等の施設からのニーズに対し、全国の<u>特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設</u>から応援可能な職員を募り、条件の整った職員が、相双地域等の当該施設において応援を行う。

## 3 応援先の施設

## (1) 所在地

福島県相双地域(相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村)及びいわき市。

ただし、警戒区域、帰還困難区域、居住制限区域(※)及び避難指示解除準備区域は除く。

※ 原子力災害対策本部において、特例的に事業継続を認められている「いいたてホーム」については、応援 対象施設とする。

#### (2) 施設種別

特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設

## 4 募集(応援)内容

上記3に記載する応援先の施設(以下「受入施設」という。)のニーズに応じて、おおむね以下のとおりとする。

- (1) 募集職種 介護職員を中心に受入施設の配置基準に規定されている職種
- (2) 応援期間 平成24年7月1日~平成25年3月31日の間で、2週間~3ヶ月間程度のサイクル。
- (3) 対象施設 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設

(下線部分が改正箇所) 改正後 改正前 5 コーディネーターの設置 5 コーディネーターの設置 (1) 受入施設のニーズの把握、上記4の募集(応援)内容の取りまとめを行い、それぞれの条件を調整(マッチ (1) 受入施設のニーズの把握、上記4の募集(応援)内容の取りまとめを行い、それぞれの条件を調整(マッチ ング)し、応援職員を決定するコーディネーターを福島県社会福祉協議会に設置する。 ング)し、応援職員を決定するコーディネーターを福島県社会福祉協議会に設置する。 (2) コーディネーターは、条件の調整 (マッチング) に当たり、必要に応じて関係団体から意見を聴取することが できる。 (3) 福島県相双地域等福祉人材確保対策会議はコーディネーターの求めに応じ、調整業務が円滑に行われるよう、 (2) 福島県相双地域等福祉人材確保対策会議はコーディネーターの求めに応じ、調整業務が円滑に行われるよう、 協力するものとする。 協力するものとする。 6 費用 6 費用 本事業の実施に要する費用は、福島県が負担する。 本事業の実施に要する費用は、福島県が負担する。 7 その他 7 その他 募集方法など本事業に関する詳細な内容については、福島県相双地域等福祉人材確保対策実務者会議において 募集方法など本事業に関する詳細な内容については、福島県相双地域等福祉人材確保対策実務者会議において 調整する。 調整する。

## 福島県相双地域等への介護職員等の応援事業に係る募集要領の一部改正新旧対照表

(下線部分が改正簡所)

改正後

平成24年5月31日 福島県相双地域等福祉人材確保対策実務者会議決定 平成24年12月25日 一部改正 平成24年5月31日 福島県相双地域等福祉人材確保対策宝務者会議決定

福島県相双地域等への介護職員等の応援事業に係る募集要領

「福島県相双地域等への介護職員等の応援事業実施要綱」(平成24年5月31日付福島県相双地域等福祉人材確保 対策会議決定)に基づき実施する応援に関し、募集等についての具体的な内容は以下のとおりとする。

## 1 募集対象自治体

当面の間、当該地域の近隣県を中心に下記の18県市とする。

青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、青森市、秋田市、宇都宮市、 前橋市、高崎市、さいたま市、川越市、千葉市、鉛橋市、柏市

なお、今後の状況に応じて、上記以外の自治体に拡大する可能性があり得る。

#### 2 募集期間及び応援期間

今後の職員不足の解消状況を踏まえて対応するため、下記のとおり募集期間を区切り実施する。

区分	募集	期間	応援期間	
	開始日	締切日		
1	24. 6. 4	24. 6. 15	24. 7. 1~24. 9. 30	
2	24. 8. 1	24. 8. 15	24. 10. 1~24. 12. 31	
3	24. 11. 1	24. 11. 15	25. 1. 1~25. 3. 31	
4	<u>25. 2. 1</u>	<u>25. 2. 15</u>	<u>25. 4. 1∼25. 6. 30</u>	
<u>5</u>	<u>25. 5. 1</u>	<u>25. 5. 15</u>	<u>25. 7. 1∼25. 9. 30</u>	
6	<u>25. 8. 1</u>	<u>25. 8. 15</u>	<u>25. 10. 1∼25. 12. 31</u>	
7	<u>25. 11. 1</u>	<u>25. 11. 15</u>	<u>26. 1. 1∼26. 3. 31</u>	

※募集期間等については、福島県社会福祉協議会HP (http://www.fukushimakenshakyo.or.jp) に掲載。

なお、上記応援期間後においても、依然として介護職員等の不足状況が改善されない場合は、改めて応援職員 の募集を行うことがある。

#### 3 募集(応募)方法

- (1) 都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。) は、管内に所在する<u>介護保険施設及び</u> <u>障害者支援施設等</u>に、別紙の「介護職員等応援可能者登録票」(以下「登録票」という。) を送付する。
- (2) <u>介護保険施設及び障害者支援施設等</u>は、必要事項を記載要領等に従い記載後、登録票をコーディネーターである福島県社会福祉協議会へ送付(登録)するとともに、都道府県等に対し情報提供を行う。

福島県相双地域等への介護職員等の応援事業に係る募集要領

改正前

「福島県相双地域等への介護職員等の応援事業実施要綱」(平成24年5月31日付福島県相双地域等福祉人材確保対策会議決定)に基づき実施する応援に関し、募集等についての具体的な内容は以下のとおりとする。

## 1 募集対象自治体

当面の間、当該地域の近隣県を中心に下記の18県市とする。

青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、青森市、秋田市、宇都宮市、前橋市、高崎市、さいたま市、川越市、千葉市、鉛橋市、柏市

なお、今後の状況に応じて、上記以外の自治体に拡大する可能性があり得る。

### 2 募集期間及び応援期間

今後の職員不足の解消状況を踏まえて対応するため、下記のとおり募集期間を区切り実施する。

募集	期間	応援期間
開始日	締切日	心饭期间
24. 6. 4	24. 6. 15	24. 7. 1~24. 9. 30
24. 8. 1	24. 8. 15	24. 10. 1~24. 12. 31
24. 11. 1	24. 11. 15	25. 1. 1~25. 3. 31

※募集期間等については、福島県社会福祉協議会HPに掲載予定。

福島県社会福祉協議会HP http://www.fukushimakenshakyo.or.jp

なお、上記応援期間後においても、依然として介護職員等の不足状況が改善されない場合は、改めて応援職員 の募集を行うことがある。

## 3 募集(応募)方法

- (1) 都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)は、管内に所在する特別養護老人ホーム 及び介護老人保健施設に、別紙の「介護職員等応援可能者登録票」(以下「登録票」という。)を送付する。
- (2) <u>特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設</u>は、必要事項を記載要領等に従い記載後、登録票をコーディネーターである福島県社会福祉協議会へ送付(登録)するとともに、都道府県等に対し情報提供を行う。

改正後

4 応援職員の決定

コーディネーターは、次の手順により応援職員を選定、決定する。

(1) 相双地域等の受入施設のニーズと、送付された登録票のそれぞれの条件からマッチングを行い、応援職員を選定する。

なお、マッチングに当たっては、関係団体から意見を聞くことができる。

- (2) すべての条件が合致している場合であっても、選定した応援職員の所属する施設を通じ、あらかじめ本人 の意向を確認する。
- (3) 意向確認の結果、本人等の了解を得られた場合には、受入施設及び当該応援職員の施設(以下「応援施設」という。)に対し、受入施設名等、応援期間、現地での住居及び通勤手段を記載した「依頼状」を発行するとともに、応援施設の所在する都道府県等に対し情報提供を行う。
- 5 応援に係る費用等について

当該応援職員の人件費については、平成23年4月15日付事務連絡「東日本大震災」による社会福祉施設等 に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いに基づき適切に対応するものとする。

また、応援職員の旅費、宿泊費及び通勤に要する費用については、福島県社会福祉協議会を通じ福島県が負担する。

### 6 その他

1の募集対象自治体以外の自治体において、積極的な応援準備が整っている施設がある場合には、福島県社会 福祉協議会まで情報提供いただき、個別に調整するものとする。

## 照会先

福島県保健福祉部高齢福祉課 024-521-7164 福島県保健福祉部障がい福祉課 024-521-7240 福島県社会福祉協議会 024-523-1256 改正前

4 応援職員の決定

コーディネーターは、次の手順により応援職員を選定、決定する。

- (1) 相双地域等の受入施設のニーズと、送付された登録票のそれぞれの条件からマッチングを行い、応援職員 を選定する。
- (2) すべての条件が合致している場合であっても、選定した応援職員の所属する施設を通じ、あらかじめ本人 の意向を確認する。
- (3) 意向確認の結果、本人等の了解を得られた場合には、受入施設及び当該応援職員の施設(以下「応援施設」という。)に対し、受入施設名等、応援期間、現地での住居及び通勤手段を記載した「依頼状」を発行するとともに、応援施設の所在する都道府県等に対し情報提供を行う。
- 5 応援に係る費用等について

当該応援職員の人件費については、平成23年4月15日付事務連絡「東日本大震災」による社会福祉施設等 に対する介護職員等の派潰に係る費用の取扱いに基づき適切に対応するものとする。

また、応援職員の旅費、宿泊費及び通勤に要する費用については、福島県社会福祉協議会を通じ福島県が負担する。

### 6 その他

1の募集対象自治体以外の自治体において、積極的な応援準備が整っている施設がある場合には、福島県社会福祉協議会まで情報提供いただき。個別に調整するものとする。

## 照会先

福島県保健福祉部高齢福祉課 024-521-7164

福島県社会福祉協議会

024-523-1256

別紙

平成 年 月 日 現在

# 介護職員等応援可能者登録票

県·市名

施設種別	特養・老健・障害 (児・者・宿泊型)
施設名	住所
担当者名	雷話・FAX・F・mail

## 送付時点で派遣者が特定出来る場合

	性別	年齢	応援可能期間(日間)	資格•職種	備考
例	男	45	24.7.1~9.30(92日間)	介護福祉士	1
1					
2					
3					

## 送付時点で派遣者が特定出来ない場合

	性別	年齢	人数	応援可能期間(日間)	資格·職種	備考
例	-	_	2人	24.7.1~7.28(28日間)	介護福祉士	14日間で交代
1				•		
2						
3	,					

- ・ 資格・職種欄には、<u>それぞれの施設</u>の配置基準に規定されている職種をご記入ください。
- マッチングの過程で、福島県社会福祉協議会の担当者から確認をさせていただきます。
- ・ 応援職員の受入れには、受入施設の状況(住居の確保等)によりご要望にお応えできない場合、また、 マッチングに時間がかかることも考えられますので、あらかじめご了承ください。
- 応援可能期間については、応援募集期間の終期にとらわれることなく記載ください。

受付日	
整理悉号	

問合せ先

福島県社会福祉協議会 担当:加藤

電話:: 024-523-1256 FAX: 024-524-3618

E mail: shisetsu@fukushimakenshakyo.or.jp

平成 年 月 日 現在

# 介護職員等応援可能者登録票

県	市	2

施設種別	特養・	老健	施設名	
住所			担当者名	
電針.EAY.E.moil				

## 送付時点で派遣者が特定出来る場合

	性別	年齢	応援可能期間(日間)	資格・職種	備考
例	男	45	24.7.1~9.30(92日間)	介護福祉士	14年 5
1					
2					
3					

# 送付時点で派遣者が特定出来ない場合

	性別	年齢	人数	応援可能期間(日間)	資格・職種	備考
例	-	_	2人	24.7.1~7.28(28日間)	介護福祉士	14日間で交代
1						
2				,		
3						

- ・ 資格・職種欄には、特養又は老健施設の配置基準に規定されている職種をご記入ください。
- ・マッチングの過程で、福島県社会福祉協議会の担当者から確認をさせていただきます。
- ・ 応援職員の受入れには、受入施設の状況(住居の確保等)によりご要望にお応えできない場合、また、 マッチングに時間がかかることも考えられますので、あらかじめご了承ください。
- 応援可能期間については、応援募集期間の終期にとらわれることなく記載ください。

受付日	-
整理番号	

問合せ先

福島県社会福祉協議会 担当:加藤

電話:: 024-523-1256 FAX: 024-524-3618

E·mail: shisetsu@fukushimakenshakyo.or.jp